

## 第2号議案

### 2016年度特定（産業別）最低賃金の取り組みについて

第2号議案「2016年度特定（産業別）最低賃金の取り組みについて」、光田労働条件局長が提案し、全会一致で採択された。



光田 労働条件局長

## 第3号議案

### 『はまぐち 誠』必勝決議（案）

第3号議案「『はまぐち 誠』必勝決議（案）」について、吉武副事務局長が提案し、全会一致で採択された。



吉武 副事務局長

# 2016年総合生活改善の取り組み方針（抜粋）

## 取り組みの考え方・要求基準

### 1. 賃金

#### 1) 基本的な考え方

- (1) 取り巻く経済情勢や企業の基盤強化に資する成果配分などの観点、すべての組合員の生活を守る観点から、賃金カーブ維持分を確保するとともに、賃金改善分を設定する。
- (2) 企業規模、雇用形態に関わらず、すべての労働者が職場全体としての生産性向上に取り組み、労働の質を高めてきたことに対する成果の適正配分を求める。
- (3) デフレ脱却は未だ道半ばであり、2014年、2015年の2年間の取り組み結果を踏まえて、引き続き経済好循環に向けた労働組合としての社会的役割や賃金の社会性を意識した取り組みを行う。
- (4) 産業情勢や昨年以上にバラツキがみられる企業収益など、様々な状況にある中で、自動車総連全体の一体感を重視し、全体の底上げにつながる取り組みとしていく。そのためには、平均賃金要求、個別ポイント絶対水準要求はもとより、直接雇用の非正規労働者に対する取り組み、企業内最低賃金の取り組みについても、着実に前進をはかる。
- (5) 連合・金属労協の方針も踏まえる。

#### 2) 具体的要求基準

##### 【平均賃金要求】

すべての単組は、目指すべき経済の実現、物価動向、生産性向上の成果配分、産業実態、賃金実態を踏まえた格差・体系の是正など様々な観点を総合勘案し、3,000円以上の賃金改善分を設定する。なお、直接雇用の非正規労働者の賃金についても、原則として、賃金改善分を設定する。

##### 【個別ポイント絶対水準要求】

技能職中堅労働者（中堅技能職）の現行水準を維持し、水準向上や格差・体系是正に向け、各組合の判断により賃金改善分を設定する。

<技能職中堅労働者（中堅技能職）銘柄の目指すべき水準>

賃金センサスプレミア	370,000円
自動車産業プレミア	292,000円
自動車産業目標	272,000円
自動車産業スタンダード	248,000円
自動車産業ミニマム	240,000円

#### 3) 企業内最低賃金協定の締結

- (1) 各労連の計画的な運動の推進を基として、全ての未締結単組は新規締結に必ず取り組む。
- (2) 既に締結している単組は、着実に取り組みの前進を図る。
  - ① 要求基準（18歳の最低賃金要求は、158,000円以上とする）に未達の場合は、締結額の引上げを図る。
  - ② 正規従業員のみを対象とした協定を締結している単組は、非正規労働者への締結対象の拡大を目指し、組織化した非正規労働者への拡大など、各単組の実態を踏まえて取り組む。
- (3) ①、②を同時並行的に進めることとするが、締結額については特定（産業別）最低賃金の金額改正へ波及すること（影響度）も踏まえ、各単組の実態に応じて何れを優先するか決定する。

#### 4) 特定（産業別）最低賃金の金額改正に向けた取り組み

#### 5) 年齢別最低保障賃金の取り組み

<取り組み基準>

20歳	159,000円	／	25歳	178,500円
30歳	212,000円	／	35歳	235,000円
40歳	253,500円	／	45歳	262,500円

## 2. 年間一時金

<具体的要求基準>

- ① 年間5ヵ月を基準とし、最低でも昨年獲得実績以上とする。
- ② 要求の基礎は、賃金引上げ後の基準内賃金とする。
- ③ 最低保障制度を確立することとし、水準については40%以上とする。